

(1) 経済的支援の対象に関するもの

犯罪被害者等からの意見・要望等	現行制度等	諸外国における経済的支援制度等
<p>【発生場所】 日本国籍を有する者が、日本国外において受けた犯罪被害を対象とするべきか。 [現行制度等：1- ・2- ・3-] [諸外国における経済的支援制度等：1- ・2- ・3- ・4-] [] 内は、関連する制度等（以下、同じ）</p> <p>【被害者等の国籍】 日本に住所を有しない外国人の取扱いをどのようにすべきか。 [現行制度等：1- ・2- ・3-] [諸外国における経済的支援制度等 1- ・2- ・3- ・4-]</p> <p>【罪種】 対象とする罪種を犯給制度の場合より広げるべきか。 [現行制度等：1-] [諸外国における経済的支援制度等：1- ・2- ・3-]</p> <p>【被害の程度】 対象とする傷害の程度を犯給制度の場合より広げるべきか。 [参考：現行制度等 1-] [諸外国における経済的支援制度等：1- ・2- ・3-]</p>	<p>1. 労働者災害補償保険制度 原則として、職種を問わず、適用事業に使用される労働者で、賃金を支払われる者の業務災害及び通勤災害が対象</p> <p>2. 自動車損害賠償保障制度 原付を含む自動車による人身事故被害者が対象</p> <p>3. 犯罪被害給付制度の対象 日本国内又は国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たたる行為（過失犯を除く。）で死亡、重傷病（加療1月以上かつ入院3日以上（精神疾患の場合は3日以上労務に服することができない程度の症状））又は障害（障害等級 第1級から第14級）の被害を受けた日本国籍保有者又は日本国内に住所を有する被害者又は遺族（外国人も含む）が対象</p>	<p>1. イギリス グレートブリテンにおける暴力犯罪の被害者で障害等級表の最低基準以上の肉体的及び・又は心理的障害を受けた者（外国人被害者も含む）</p> <p>2. アメリカ 各州内における暴力犯罪の被害を受けた者で個々の具体的な経済的損失に月、損害賠償、公的給付制度、民間保険などいかなる「並列的」な手段でも回復がなされない者（家庭内暴力の被害者及び飲酒運転の被害者も含む）、外国でテロ被害に遭った者</p> <p>3. ドイツ 独国域内における暴力犯罪の被害を受けた者（EU加盟国の国民や相互主義の下にある外国人、合法的に居住している外国人も含む）</p> <p>4. フランス フランス国籍保有者：国外における被害及び過失による被害を含む EU加盟国の国籍保有者・適法滞在者：過失による被害を含む</p>

(2) 経済的支援の内容に関するもの

犯罪被害者等からの意見・要望等	現行制度等	諸外国における経済的支援制度等
<p>【給付内容】 以下について給付すべきか。給付する場合、どの程度給付すべきか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療費 [現行制度等：1- ・3- ・4- ・5- ・5- ・6- ・6- ・7- ・8-] [諸外国における経済的支援制度等：1- ・1- ・2- ・2- ・3- ・4- ・4- ・4-] カウンセリング費用 [現行制度等：1- ・5- ・8-] [諸外国における経済的支援等：2-] 介護費用 [現行制度等：1- ・2- ・2- ・3- ・4- ・5- ・6- ・7- ・7-] [諸外国における経済的支援等：1- ・3-] 通院費などの医療を受けるために必要な費用 [現行制度等：8-] [諸外国における経済的支援等：2- ・3-] 住宅・自動車改造などの環境整備費 [現行制度等：4-] [諸外国における経済的支援等：1- ・2- ・3-] 車いす・義肢等の補装具の費用 [現行制度等：4-] [諸外国における経済的支援等：2- ・3-] 生活費・逸失利益 [現行制度等：1- ・2- ・2- ・2- ・2- ・5- ・5- ・5- ・5- ・5- ・5- ・5- ・5- ・5- ・5- ・6- ・6- ・7- ・7- ・7- ・8-] [諸外国における経済的支援等：1- ・1- ・1- ・2- ・2- ・3- ・3- ・3- ・4- ・4- ・4-] 障害者に対する給付 [現行制度等：2- ・2- ・3- ・4- 4- 4- ・5- ・5- ・5- ・5- ・5- ・5- ・6- ・7-] [諸外国における経済的支援等：1- ・1- ・1- ・2- ・3- ・3-] 遺族に対する給付 [現行制度等：1- ・2- ・2- ・5- ・5- ・5- ・5- ・6- ・6- ・7- ・7-] [諸外国における経済的支援等：1- ・2- ・3- ・3- ・4-] テロ事件被害者に対する特別な給付 [現行制度等：8-] [諸外国における経済的支援等：1- ・2-] <p>【給付方法】 年金（一時金、年金・一時金の併用）とするべきか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 年金 [現行制度等：2- ・2- ・2- ・2- ・5- ・5- ・5- ・5- ・5-] [諸外国における経済的支援等：1- ・3- ・3-] 一時金（年金以外） [現行制度等：1- ・5- ・5- ・5- ・5- ・5- ・5- ・5- ・6- ・6- ・7- ・7- ・7- ・8-] [諸外国における経済的支援等：1- ・1- ・1- ・1- ・1- ・3- ・4- ・4-] 	<p>1. 医療保険制度 医療給付（療養の給付：7割給付（3歳以上70歳未満）入院時食事療養費：1食あたり定額の標準負担額（260円）高額療養費（自己負担限度額）：一般の場合、72,300円 1+（医療費）×1%（4か月目以降は40,200円 2を超える額を支払った場合、限度額を超えた額を償還） 平成18年10月より、1は80,100円、2は44,400円にそれぞれ変更。 現金給付[健康保険]（埋葬料：標準報酬月額相当額（最低10万円、家族埋葬料は定額10万円）、傷病手当金：被保険者が業務外の事由による療養のため労務不能となった場合、その期間中、最長で1年6か月、1日につき標準報酬日額の6割相当額）[国民健康保険]（葬祭費：条例で規定された額（原則実施）、傷病手当金：条例で規定された額（任意実施））</p> <p>2. 公的年金制度 障害基礎年金：国民年金の被保険者期間中等に初診日のある傷病によって、障害認定日に、1級又は2級の障害の状態にある場合に支給（1級障害：990,100円+子の加算額、2級障害：792,100円+子の加算額） 障害厚生年金：障害基礎年金の支給要件を満たしている者が、厚生年金保険の被保険者期間中に初診日のある傷病によって、障害認定日に、1級～3級の障害の状態にある場合に支給 遺族基礎年金：国民年金の被保険者、老齢基礎年金受給権者等が死亡した場合、死亡した者に生計を維持されていた遺族（子のある妻等）に年金を支給（792,100円+子の加算額） 遺族厚生年金：厚生年金保険の被保険者が死亡した場合等において、死亡した者に生計を維持されていた遺族（妻等）に支給</p> <p>3. 介護保険制度（原則65歳以上の者） 居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービスの利用に際して、保険給付の対象となる費用の1割を自己負担（高額介護サービス費による負担上限あり）</p> <p>4. 障害保健福祉施策 療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援、等の事業について、サービス費用の1割を自己負担（一般：37,200円が上限） 車椅子は補装具として給付、現行制度は応能負担、本年10月からは、原則補装具の購入又は修理に要した費用の1割負担（月額負担上限の設定あり） 現行の日常生活用具給付等事業においては、バリアフリーのための住宅改修は障害の程度により20万円まで公費負担（現行制度は応能負担）、日常生活用具給付等事業は、本年10月から地域生活支援事業の必須事業として位置付けられ、利用負担については市町村の判断によることとしている。</p> <p>5. 労働者災害補償保険制度 保険給付 療養（補償）給付：必要な療養の給付又は必要な療養費の全額 休業（補償）給付：休業4日目から休業1日につき休業給付基礎日額の60% 傷病（補償）年金：療養開始後1年6か月を経過した日又は同日後において傷病が治らず傷病による障害の程度が傷病等級に該当する場合、年金給付基礎日額の313日分（1級）～245日分（3級）の年金 障害（補償）給付：年金給付基礎日額の313日分（1級）～131日分（7級）の年金、又は、給付基礎日額の503日分（8級）～56日分（14級）の一時金 遺族（補償）給付：遺族の数等に応じ年金給付基礎日額の153日分～245日分の年金、又は、遺族（補償）年金受給資格者がいない場合、その他の遺族に対し給付基礎日額の1,000日分の一時金 葬祭料（葬祭給付）：315,000円+給付基礎日額の30日分（最低保障額は給付基礎日額の60日分） 介護（補償）給付：1月当たり、常時介護は104,590円、随時介護は52,300円を上限に支給 二次健康診断等給付：脳血管及び心臓の状態を把握するための二次健康診断及び医師等による特定保健指導 特別支給金 休業特別支給金：に加えて、休業4日目から休業1日につき休業給付基礎日額の20% 傷病特別支給金：に加えて、114万円（1級）～100万円（3級）の一時金 傷病特別年金：に加えて、算定基礎日額の313日分（1級）～245日分（3級）の年金 障害特別支給金：に加えて、342万円（1級）～8万円（14級）の一時金 障害特別年金・一時金：に加えて、算定基礎日額の313日分（1級）～131日分（7級）の年金、又は、算定基礎日額の503日分（8級）～56日分（14級）の一時金 遺族特別支給金：に加えて、遺族の数にかかわらず、一律300万円 遺族特別年金・一時金：に加えて、遺族の数等に応じ算定基礎日額の153日分～245日分の年金、又は、遺族（補償）年金受給資格者がいない場合、その他の遺族に対し算定基礎日額の1,000日分の一時金 その他 第三者行為災害の場合、同一の損害に損害賠償が保険給付より先に支払われたときは、その賠償額の程度で保険給付を減額（保険給付が損害賠償より先の場合は、国が給付の価額の限度で第三者に対して有する損害賠償請求権を代位取得）</p>	<p>1. イギリス NHSにより医療費は原則無料 障害等級表に基づく25段階の障害の程度に応じて支給（1,000ポンド～250,000ポンド） 就業者に対する28週間を超える逸失利益の補償（国民の平均賃金の1.5倍の限度内。有職者には、28週間まで法定疾病給与制度により週56ポンドを給付） 特別の医療給付（高度医療とNHS対象外の特別医療経費、住宅改造費用、介護サービス費用等） 遺族給付（葬儀費用、被扶養関係にあった配偶者、親権者・子どもに対する遺族給付：申請者1人につき5,500ポンド、18歳未満の被害児童に対しては18歳に達するまで年間2,000ポンドの扶養手当を支給） ～の合計は、500,000ポンド以内。 一括支給が原則（被害者の希望により年金方式での支給も可能） 裁定に関する厳格な調査・認定の必要のため、仮給付は基本的に行われぬ（例外あり） 事件の速やかな通報や警察への捜査協力を怠った場合、被害者側に過失や前科がある場合、同居親族間の犯罪の場合、不支給又は減額支給 公的給付の二重支給は認められない（障害等級表に基づく補償については社会保障給付との調整はない） 他の社会保障給付や年金等との調整あり</p> <p>2. アメリカ 健康保険は基本的に民間保険のみ、自賠責保険に相当する制度もない。 州により若干の相違はあるが、医療費、精神保健上のカウンセリング費用、障害に基づく就労不能によって得られなかった賃金、殺人事件被害者の被扶養者の生活費、葬儀費用、被害者に身の危険が差し迫っている場合等の引越費用、医療機関が遠隔地の場合の交通費、障害によってできなくなった家事や育児の代行費、犯罪現場の清掃費や住宅の修理費用、リハビリテーション費、身体障害者となった場合の住宅改造費、被害者補償申請のための弁護士費用 航空運輸の安全及び安定化法（2001.9.22）に基づき「9月11日被害者補償基金」設立 被害直後の危機介入サービスとして、被害者が必要とする当座の金銭を支給するプログラムあり 州により異なるが、一般的に犯人が不当に経済的利益を得るような場合、被害者に有責性のある場合、前科・前歴がある場合、正当な理由なく犯罪を迅速に通報しなかった場合、捜査や起訴に協力を怠った場合、不支給又は減額支給 公的給付制度の他、民間の任意保険など被害者に対する「並列的」な支払のすべてを考慮して調整（加害者からの損害賠償や損害賠償命令も考慮）</p> <p>3. ドイツ 被害者補償は、戦争被害者や傷病者を対象とする「連邦給付法」に基き、年金として補</p>

<p>仮給付をどのように行うべきか。 [現行制度等：6- ・7-] [諸外国における経済的支援等：1- ・2-]</p> <p>【不支給・減額事由】 親族間犯罪の支給制限をどのようにするべきか。 [現行制度等：7-] [諸外国における経済的支援等：1-]</p> <p>その他 [現行制度等：7-] [諸外国における経済的支援等：1- ・2- ・4- ・4-]</p> <p>【併給調整】 損害賠償との調整を行うべきか。 [現行制度等：5- ・7-] [諸外国における経済的支援等：2- ・4- ・4-]</p> <p>他の公的給付との併給調整を行うべきか。 [現行制度等：5- ・7- ・7-] [諸外国における経済的支援等：1- ・1- ・2- ・4- ・4-]</p> <p>民間保険等との調整を行うべきか。 [現行制度等：6- ・7-] [諸外国における経済的支援等：2- ・4- ・4-]</p> <p>【求償権】 国の求償権はどのように行使すべきか。 [現行制度等：5- ・6- ・7- ・8-]</p>	<p>労災保険の年金と厚生年金保険等の年金とが同一事由について併給される場合は、労災保険の年金額を減額（休業（補償）給付と厚生年金保険等の年金が同一事由について併給される場合も同様）</p> <p>6. 自動車損害賠償保障制度 死亡（3,000万円、死亡にいたるまでの傷害については120万円まで）、傷害（120万円まで）、介護を要する後遺障害（1級：4,000万円、2級：3,000万円）、後遺障害（1級～14級：3,000万円～75万円） 仮渡金（死亡：290万円、障害：40万円・20万円・5万円）あり 任意保険の対人賠償保険は、自賠責保険の限度額を超える損害をてん補 政府保障事業により国が損害をてん補した場合、国は支払った金額を限度として加害者等に対する損害賠償請求権を取得</p> <p>7. 犯罪被害給付制度等 重傷病給付金：重傷病を負った場合、医療費の自己負担相当額を1年を限度として支給 障害給付金：障害等級1級～14級に支給（1,849.2万円～18万円） 遺族給付金：政令で定めるところにより算定する給付基礎額に、遺族の生計維持の状況を勘案して政令で定める倍数を乗じて得た額（1,573万円～320万円、死亡前に療養を要した場合は療養についての被害者負担額も支給） （財）犯罪被害救援基金において犯罪被害遺児等に対して奨学金等を給与 加害者不明、障害の程度が明らかでない等速やかに裁定をすることができない場合、規定額の1/3に相当する額の仮給付金を支給 原則として、夫婦、直系血族、兄弟姉妹の場合は不支給、三親等内の親族（兄弟姉妹を除く）は1/3、上記以外の親族は2/3を支給 被害者が犯罪行為を誘発したときや被害者に有責性がある場合等には不支給又は減額 損害賠償を受けた場合、その価額の限度において犯罪被害者等給付金を支給しない 民間保険、国民年金保険法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法による年金等は、調整対象外 労働災害補償保険法、国家公務員災害補償法、地方公務員災害補償法、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律、自動車損害賠償補償法など27の法律に基づく給付等と併給調整 国が犯罪被害者等給付金を支給した場合、その額の限度において、加害者に対する損害賠償請求権を取得</p> <p>8. その他の制度 警察におけるカウンセリング体制の整備：精神的被害を軽減するため、カウンセリングに関する専門的知識や技量を有する職員の配置、精神科医や民間のカウンセラーとの連携などにより、被害者のためのカウンセリング体制を整備 医療費控除：治療費等を年間総所得から控除 オウム真理教に係る破産手続における国の債権に関する特例に関する法律（1999.4.24）：オウム真理教に対して国が有する債権を生命又は身体を害された被害者の債権に劣後させる</p>	<p>償金を支給 一時金として、医療費、交通費、リハビリテーション費用、休業補償、生活雑費、介護費用などを支給 基本年金額は就業能力の減退率による（30%喪失で月額118ユーロ、100%喪失で621ユーロを支給） 被害者が死亡した場合、被害者が支給されることになる金額に応じて葬祭料を支給 配偶者には基礎年金として月額372ユーロを支給（子どもには月額184ユーロを一定期間支給、「所得調整年金」（白井構成員資料）については、海外調査において概要を確認する予定）</p> <p>4. フランス 支給内容・支給範囲は裁判所が個別に判断 死亡又は重傷害（1か月以上の就労不能）、性犯罪の場合、補償限度額なし 軽犯罪の場合、限度額あり 窃盗、詐欺など一定の財産犯の場合、（ ） 月収1,288ユーロ以下、（ ）行為者不明又は無資力、（ ）他の損害補てん手段がない、（ ） 経済的困窮状態にある場合、上限3,864ユーロを支給 相続人については被害者の死亡による相続人自身の損害に限定される 被害者に過失がある場合、減額支給 社会保険、生命保険受給等の有無を勘案（補償は補充的性格）</p>
--	---	---

(3) 経済的支援の手續に関するもの

犯罪被害者等からの意見・要望等	現行制度等	諸外国における経済的支援制度等
<p>【時効】 時効を制約すべきか。 [現行制度等：1- ・2- ・3-] [諸外国における経済的支援等：1- ・2-]</p> <p>【遡及適用】 過去の犯罪被害者等に遡及適用すべきか。 [現行制度等：1- ・2- ・3-]</p> <p>【認定機関等】 認定機関、不服申立機関はどうあるべきか。 [現行制度等：1- ・2- ・3-] [諸外国における経済的支援等：1- ・1- ・1- ・2- ・3- ・4- ・4-]</p>	<p>1. 労働者災害補償保険制度 療養（補償）給付、休業（補償）給付、葬祭料、介護（補償）給付、葬祭給付、二次健康診断給付を受ける権利は2年を経過したとき、障害（補償）給付、遺族（補償）給付を受ける権利は5年を経過したとき、時効により消滅 制度創設時に遡及適用なし 裁定機関：労働基準監督署長又は都道府県労働局長、不服申立機関：都道府県労働局に置かれている労働者災害補償保険審査官、再審査機関：労働保険審査会</p> <p>2. 自動車損害賠償保障制度 請求権は2年を経過したとき、時効により消滅 制度創設時に遡及適用なし 政府保障事業の場合、国土交通省自動車交通局保障課がてん補額決定</p> <p>3. 犯罪被害給付制度 犯罪行為による死亡、重傷病又は障害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該死亡、重傷病又は障害が発生した日から7年を経過した場合申請できない 制度創設時、過去の事案に対して適正な法適用を図ることの困難さ、法律制度不遡及の原則の存在、財政上の理由などから遡及適用は行われていない。閣議決定に基づく内閣総理大臣の弔慰金の支給、過去の被害者の遺児等に対する育英事業を行う財団法人の設立など、制度を補完する措置が採られた。 裁定機関：都道府県公安委員会、不服申立機関：国家公安委員会</p>	<p>1. イギリス 事件後2年以内に申請（児童虐待の場合は、18歳に達した時点まで可） 内務省から独立の官庁である犯罪被害補償審査会（CICA）が裁定 CICAの裁定に不服がある場合は90日以内に再審査求 再審査結果に不服がある場合は90日以内に犯罪被害補償上訴委員会（CACAP）に上訴可能</p> <p>2. アメリカ 速やかな申請（一般的に犯罪行為から1年以内の申請が求められる） 裁定機関は州により異なるが、州の公安部・刑事司法部が最も多い（州司法長官の部局等の場合もある）</p> <p>3. ドイツ 事務所管は連邦労働社会福祉省、総括窓口は各州の年金給付局</p> <p>4. フランス 裁判官により構成される補償委員会（CIVI）に被害者が請求、提出資料は「テロ及び犯罪被害補償基金（FGTI）」に送付され、FGTIが被害者に補償額を提示 被害者が不服の場合、CIVIが審査・裁定（上訴可）</p>

(4) 経済的支援の財源に関するもの

犯罪被害者等からの意見・要望等	現行制度等	諸外国における経済的支援制度等
<p>財源を何に求めるべきか。 [現行制度等：1- ・2- ・3-] [諸外国における経済的支援等：1- ・2- ・2- ・3- ・4- ・4-]</p>	<p>1. 労働者災害補償保険制度の財源 事業主が負担する労災保険料（一部国庫補助）</p> <p>2. 自動車損害賠償保障制度の財源 保険料（政府保障事業用の賦課金は70円）</p> <p>3. 犯罪被害給付制度の財源 国の一般財源</p> <p>【参考】 ・平成15年度決算における罰金・科料歳入額は約1023億円。現在、罰金・科料は一般会計の財源の一つ。平成15年度統計における罰金の科刑状況は、道路交通法違反が全体の約8割、過失傷害が約1割となっており、罰金を財源とした補償制度を創設した場合、これにより支給を受ける被害者層と財源の負担者である罰金納付者層にずれが生じ、被害者等への補償の要が高いと思われる殺人等の凶悪犯には罰金刑はなく、負担者と受益者の関係は期待できない。[第2回基本計画検討会 法務省資料]</p>	<p>1. イギリス 国の一般財源</p> <p>2. アメリカ 州により異なる（主に行為者が支払う種類の金銭に依存する州が約8割） 1984年犯罪被害者法に基づき、連邦が州に補助金を交付</p> <p>3. ドイツ 国費</p> <p>4. フランス 損害保険に課される目的税（1契約 3.30ユーロ） 行為者からの弁済</p>

(5) 経済的支援の理念・性格に関するもの

犯罪被害者等からの意見・要望等	現行制度等	諸外国における経済的支援制度等
<p>経済的支援制度の理念はどうあるべきか。 [現行制度等：1- ・2- ・3-] [諸外国における経済的支援等：1- ・2- ・3- ・4-]</p>	<p>1. 労働者災害補償保険制度 労働基準法に基づく使用者の災害補償責任を保険によって担保する</p> <p>2. 自動車損害賠償保障制度 原付を含む自動車ユーザーに自賠責保険の契約を義務化し、加害者側に損害賠償能力を確保させる</p> <p>3. 犯罪被害給付制度 社会の連帯共助の精神に基づく被害者の精神的・経済的被害からの回復への支援（国が一般財源（税金）により一定金額を支給＝社会全体により犯罪発生リスクを分散して負担）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不法行為制度の補完（加害者側に資力がない等、事実上損害賠償制度で救済されないことが多いという実情） ・ 補償制度間における救済上の不均衡の是正（様々な補償制度が法制化された一方で、犯罪被害者を救済する制度の不存在） ・ 刑事政策上の不均衡の是正（加害者の処遇が図られている反面、被害者に対する救済の不存在） 	<p>1. イギリス 政府が国民を代表して同情と社会の連帯共助の精神から給付（市民間で生じた犯罪被害の責任は国ではなく個人にあるという立場）</p> <p>2. アメリカ 暴力犯罪の被害者が被った個々の具体的な経済的損失につき、損害賠償、公的給付制度、民間保険などいかなる「並列的」（collateral）な手段でも回復がなされないときに利用することができる「最後の支払手段」（payers of last resort）</p> <p>3. ドイツ 社会国家主義を理念とする社会保障制度の枠組みの中で位置付け。社会的な連帯と国家責任という名で一定の社会的弱者に対して経済的に補償</p> <p>4. フランス 国民の「連帯」の印としての国家補償制度</p>

(6) 経済的支援制度の在り方と併せて検討することとされているもの

犯罪被害者等からの意見・要望等	現行制度等	諸外国における経済的支援制度等
<p>損害賠償債務の国による立替払及び求償の是非</p> <p>公費による弁護士選任、国による損害賠償費用の補償等の是非 公的弁護士制度の是非 [現行制度等：1-] [諸外国における経済的支援等：3-]</p> <p>被害直後及び中期的な居住場所の確保 [現行制度等：2- ・2-]</p>	<p>1. 民事法律扶助制度 日本司法支援センター（H18.10.2 業務開始）において資力の乏しい国民等に無料法律相談や裁判代理費用、書類作成費用の立替え等を実施</p> <p>2. 児童虐待及び配偶者等の暴力防止に関する各施設の位置付け等 児童相談所は、児童虐待を受けた子どもを含む要保護児童を必要に応じて一時保護。児童相談所による援助方針に基づき、必要に応じて、乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設等に入所措置 婦人相談所が配偶者暴力相談支援センターとして被害者を一時保護もしくは民間シェルター等への一時保護委託を実施。配偶者等暴力相談支援センターにおける相談・カウンセリング体制を経て、必要に応じ福祉事務所を通じて母子生活支援施設、婦人相談所を通じて婦人保護施設で保護・自立支援等を実施。</p>	<p>1. イギリス</p> <p>2. アメリカ</p> <p>3. ドイツ 被害者弁護士（付添人）制度を強化（2004.9）被害者本人だけでなく、遺族が証人として出廷する場合、国の費用で付添人を付ける制度</p> <p>4. フランス</p>

要確認事項

- ・ 医療保険制度において、医療機関におけるカウンセリング費用は保険で賄われるのか。【厚生労働省】
- ・ 医療保険制度において、医療上必要な介護に要する費用は保険で賄われるのか。【厚生労働省】
- ・ 医療保険制度に関して、往路のタクシー代は出るが、復路のタクシー代は出ないとの指摘が犯罪被害者等からあったが、その指摘は正しいのか。（基本計画検討会資料 p60）【厚生労働省】
- ・ 医療保険制度に関して、症状固定後も長期間にわたって医療に係る様々な出費（例えば、感染防止のエプロン代やおむつ代あるいは症状が再発しないか調べるための検査費用等）は対象とされていないとの指摘が岡村構成員からあったが、その指摘は正しいのか。正しいのであれば、対象とされていない理由は何か。（基本計画検討会資料 p171）【厚生労働省】
- ・ 障害者保健福祉施策において、自動車改造費用は環境整備費用として支給されるのか。支給されない場合、その理由は何か。【厚生労働省】
- ・ 障害者保健福祉施策において、環境整備費用としての住宅改造費の支給は1回だけか。複数回支給される場合、限度はあるのか。【厚生労働省】
- ・ 障害者保健福祉施策において、義肢は補装具として支給されるのか。支給されない場合、その理由は何か。【厚生労働省】
- ・ 障害厚生年金の支給額はどの程度か。【厚生労働省】
- ・ 生活保護を受給している場合、犯罪被害給付金と生活保護の間で併給調整がなされるのか。調整される場合は、どのような形で調整されるのか。【警察庁・厚生労働省】
- ・ 生活保護を受給している場合、クーラーや自動車の所有は一切認められないのか。認められる場合は、誰がどのような基準に従って判断するのか。【厚生労働省】
- ・ 不動産を所有している場合、生活保護を受給することは一切できないのか。受給できる場合は、誰がどのような基準に従って判断するのか。【厚生労働省】
- ・ 第5回経済的支援に関する検討会において、白井構成員が示した事例（散弾を被弾した被害事例）において、介護保険又は障害者保健福祉施策における介護が受けられなかった理由は何か。【厚生労働省】